

(別紙)

第 1 表の 1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号	
------	--

(取 引 相 場 の な い 株 式) (出 資 の 評 価 明 細 書)	会 社 名	(電 話)		本 店 の 所 在 地						
	代 表 者 氏 名				事 業 内 容	取扱品目及び製造、卸売、 小売等の区分		業 種 目 番 号	取 引 金 額 の 構 成 比	
	課 税 時 期	年 月 日						%		
	直 前 期	自 年 月 日 至 年 月 日								
	1. 株主及び評価方式の判定						納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合 (⑤の割合)を基として、区分します。			
	判 定 要 素 (課 税 時 期 現 在 の 株 式 等 の 所 有 状 況)	氏名又は名称	続 柄	会社におけ る 役 職 名	④ 株 式 数 (株式の種類)	⑤ 議 決 権 数	⑥ 議決権割合 (⑤/④)	区 分		
			納 税 義務者		株	個	%	筆頭株主グループの議決権割合(⑥の割合)		
								株主の区分		
							50%超の 場 合	30%以上50% 以下の場合	30%未満の 場 合	
							50%超	30%以上	15%以上	
							50%未満	30%未満	15%未満	
							同族株主等 (原則的評価方式等)			
							同族株主等以外の株主 (配 当 還 元 方 式)			
							「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(⑥の 割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価 方式の判定」欄により判定します。			
							2. 少数株式所有者の評価方式の判定			
						項 目	判 定 内 容			
						氏 名				
						⑦ 役 員	である〔原則的評 価方式等〕・でない(次の⑧へ)			
						⑧ 納税義務者が 中心的な同族株主	である〔原則的評 価方式等〕・でない(次の⑨へ)			
						⑨ 納税義務者以 外に中心的な同族 株主(又は株主)	がいる(配当還元方式)・がない〔原則的評価 方式等〕 (氏名)			
	自己株式						判 定			
	納税義務者の属する同族関係者グル ープの議決権の合計数				②	⑤ (②/④)	原則的評価方式等 ・ 配当還元方式			
	筆頭株主グループの議決権の合計数				③	⑥ (③/④)				
	評価会社の発行済株式又は議決権 の総数				①	④	100			

(平成二十五年五月二十七日以降用)

第 1 表の 2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

会社名

3. 会社の規模（Lの割合）の判定											
判 定 要 素	項 目	金 額			項 目	人 数					
	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	千円			直前期末以前1年間 における従業員数	人 〔従業員数の内訳〕 〔継続勤務従業員数〕〔継続勤務従業員以外の従業員 の労働時間の合計時間数〕 (時間) (人) + 1,800時間					
判 定 基 準	① 直前期末以前1年間における従業員数に应ずる区分				100人以上の会社は、大会社(⑦)及び⑨は不要) 100人未満の会社は、⑦及び⑨により判定						
	⑦ 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に应ずる区分				⑨ 直前期末以前1年間の取引金額に应ずる区分			会社規模とLの割合(中会社)の区分			
	総資産価額(帳簿価額)			従業員数	取引金額						
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外				
	20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社			
	14億円以上	7億円以上	7億円以上	50人超	50億円以上	12億円以上	14億円以上	0.90	中 会 社		
	20億円未満	10億円未満	10億円未満		80億円未満	20億円未満	20億円未満				
	7億円以上	4億円以上	4億円以上	30人超	25億円以上	6億円以上	7億円以上	0.75			
	14億円未満	7億円未満	7億円未満	50人以下	50億円未満	12億円未満	14億円未満				
	7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.60			
7億円未満	4億円未満	4億円未満	30人以下	25億円未満	6億円未満	7億円未満					
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社				
・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、⑦欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と⑨欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。											
判 定	大会社	中 会 社			小 会 社						
		L の 割 合									
		0.90	0.75	0.60							
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項											

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成二十五年五月二十七日以降用)

(平成二十五年五月二十七日以降用)

第 2 表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名

1. 比準要素数 1 の会社	判 定 要 素						判 定 基 準	(1)欄のいずれか 2 の判定要素が 0 であり、かつ、(2)欄のいずれか 2 以上の判定要素が 0 である (該当) ・ でない (非該当)			
	(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素							
	第 4 表 の ⑧ の 金 額	第 4 表 の ⑨ の 金 額	第 4 表 の ⑩ の 金 額	第 4 表 の ⑪ の 金 額	第 4 表 の ⑫ の 金 額	第 4 表 の ⑬ の 金 額	判 定	該 当	非 該 当		
	円 銭	円	円	円 銭	円	円					
						0					
2. 株式保有特定会社	判 定 要 素						判 定 基 準	③の割合が 50%以上である		③の割合が 50%未満である	
	総 資 産 価 額 (第 5 表の①の金額)		株式及び出資の価額の合計額 (第 5 表の④の金額)		株式保有割合 (②/①)			該 当		非 該 当	
	① 千円		② 千円		③ %						
3. 土地保有特定会社	判 定 要 素						判 定 基 準	会 社 の 規 模 の 判 定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)			
	総 資 産 価 額 (第 5 表の①の金額)		土地等の価額の合計額 (第 5 表の⑦の金額)		土地保有割合 (⑤/④)			大 会 社 ・ 中 会 社 ・ 小 会 社			
	④ 千円		⑤ 千円		⑥ %						
	判 定 基 準	会 社 の 規 模	大 会 社		中 会 社		小 会 社 (総資産価額 (帳簿価額) が次の基準に該当する会社)				
			・卸売業 20億円以上		・卸売業 7,000万円以上20億円未満		・小売・サービス業 4,000万円以上10億円未満		・小売・サービス業 4,000万円以上10億円未満		
			・小売・サービス業 10億円以上		・小売・サービス業 10億円以上		・上記以外の業種 5,000万円以上10億円未満		・上記以外の業種 5,000万円以上10億円未満		
	⑥の割合		70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	
判 定		該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当		
4. 開業後 3 年未満の会社等	(1) 開 業 後 3 年 未 満 の 会 社	判 定 要 素		判 定 基 準		課 税 時 期 に お い て 開 業 後 3 年 未 満 で ある		課 税 時 期 に お い て 開 業 後 3 年 未 満 で な い			
		開業年月日	年 月 日	判 定		該 当		非 該 当			
	(2) 比 準 要 素 数 0 の 会 社	判 定 要 素	直前期末を基とした判定要素			判 定 基 準	直前期末を基とした判定要素がいずれも 0 である (該当) ・ でない (非該当)				
			第 4 表 の ⑧ の 金 額	第 4 表 の ⑨ の 金 額	第 4 表 の ⑩ の 金 額						
円 銭			円	円	判 定	該 当	非 該 当				
5. 開業前又は休業中の会社		開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清 算 中 の 会 社		判 定			
		該 当	非 該 当	該 当	非 該 当			該 当	非 該 当		
7. 特定の評価会社の判定結果		1. 比準要素数 1 の会社 2. 株式保有特定会社 3. 土地保有特定会社 4. 開業後 3 年未満の会社等 5. 開業前又は休業中の会社 6. 清算中の会社 〔 該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数 1 の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において 2 以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。 〕									

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	1 原則的評価方式による価額	1株当たりの 価額の計算の 基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の⑳、㉑又は㉒の金額)		1株当たりの純資産価額 (第5表の㉓の金額)		1株当たりの純資産価額の80% 相当額(第5表の㉔の記載がある 場合のその金額)						
				①	円	②	円	③	円					
		1株 当たり の 価額 の 計算	区 分	1株当たりの価額の算定方法						1株当たりの価額				
			大会社の 株式の価額	①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額)						④		円		
			中会社の 株式の価額	①と②とのいずれか 低い方の金額 Lの割合 ②の金額(③の金額が あるときは③の金額) Lの割合 (円×0.)+(円×(1-0.))						⑤		円		
		小会社の 株式の価額	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額と のいずれか低い方の金額 ②の金額(③の金額がある ときは③の金額) ①の金額 (円×0.50)+(円×0.50)= 円						⑥		円			
		株式の 価額 の 修正	課税時期において配当期 待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤又は⑥)				1株当たりの 配 当 金 額		修正後の株式の価額				
			課税時期において株式の割 当てを受ける権利、株主とな る権利又は株式無償交付期 待権の発生している場合	株式の価額 割当株式1株当 たりの払込金額 (④、⑤又は⑥(⑦ があるときは⑦)) (円+ 円× 株)÷(1株+ 株)				1株当たりの 割当株式数 1株当たりの 割当株式数又 は交付株式数		修正後の株式の価額				
		2 配当還元方式による価額	1株当たりの 資本金等の額、 発行済株式数等		直 前 期 末 の 資 本 金 等 の 額		直 前 期 末 の 発 行 済 株 式 数		直 前 期 末 の 自 己 株 式 数		1株当たりの資本金等の 額を50円とした場合の発 行済株式数 (⑨÷50円)		1株 当 た り の 資 本 金 等 の 額 (⑨÷(⑩-⑪))	
					⑨		千円 ⑩		株 ⑪		株 ⑫		株 ⑬	
直 間 前 の 期 配 当 還 元 方 式 に よ る 価 額	事業年度		⑭ 年 配 当 金 額		⑮ 左のうち非経常的な 配 当 金 額		⑯ 差引経常的な年配当金額 (⑭-⑮)		年 平 均 配 当 金 額					
	直 前 期		千円		千円		⑰ ⑱+⑲)÷2		千円					
	直 前々期		千円		千円		⑲		千円					
1株(50円)当たり の年配当金額			年平均配当金額(⑰) ⑲の株式数 ⑳ 千円 ÷ 株 = 円 銭										この金額が2円50銭 未満の場合は2円50銭 とします。	
配 当 還 元 価 額			⑳の金額 ㉑の金額 ㉒ 円 銭 × 円 = 円						㉓ 円		㉔ 円 銭		㉕の金額が、原則的評価 方式により計算した価額 を超える場合には、原則 的評価方式により計算し た価額とします。	
3 株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	配 当 期 待 権		1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき (円 銭)-(円 銭) 所得税相当額 (円 銭)						㉖ 円 銭		4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)			
	株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)		⑧(配当還元方式の 場合は㉗)の金額 割当株式1株当たりの 払込金額 円- 円						㉘ 円		株式の評価額		円	
	株 主 と な る 権 利 (割当株式1株当たりの価額)		⑧(配当還元方式の場合は㉗)の金額(課税時期 後にその株主となる権利につき払い込むべき金額が あるときは、その金額を控除した金額)						㉙ 円		株式に関する 権利の評価額		(円 銭)	
	株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの 価額)		⑧(配当還元方式の場合は㉗)の金額						㉚ 円					

(平成二十五年五月二十七日以降用)

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成二十五年五月二十七日以降用)

1. 1株当たりの資本金		直前期末の資本金等の額		直前期末の発行済株式数		直前期末の自己株式数		1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③))		1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)	
等の額等の計算		① 千円		② 株		③ 株		④ 円		⑤ 株	

2. 比準要素等の金額の計算	1株(50円)当たりの年配当金額	直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額						比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額				
		事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち非経常的な配当金額	⑧ 差引経常的な年配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額		⑨	⑩	⑪	⑫	
		直前期	千円	千円	④ 千円	⑨ (④+⑤) ÷ 2 千円		⑨	⑩	⑪	⑫	
		直前々期	千円	千円	⑤ 千円	⑩ (⑤+⑥) ÷ 2 千円		1株(50円)当たりの年配当金額(⑥)の金額				
		直前々期の前期	千円	千円	⑥ 千円			⑬ 円 ⑭ 銭				
	1株(50円)当たりの年利益金額	直前期末以前2(3)年間の利益金額						比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額				
		事業年度	⑪ 法人税の課税所得金額	⑫ 非経常的な利益金額	⑬ 受取配当等の利益金不算入額	⑭ 左の所得税額	⑮ 損金算入した繰越欠損金の控除額	⑯ 差引利益金額(⑪-⑫+⑬-⑭+⑮)	⑰	⑱	⑲	⑳
		直前期	千円	千円	千円	千円	千円	⑰	⑱	⑲	⑳	
		直前々期	千円	千円	千円	千円	千円	⑰	⑱	⑲	⑳	
		直前々期の前期	千円	千円	千円	千円	千円	⑰	⑱	⑲	⑳	
1株(50円)当たりの純資産価額の計算	直前期末(直前々期末)の純資産価額						比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額					
	事業年度	⑰ 資本金等の額		⑱ 利益積立金額		⑲ 純資産価額(⑰+⑱)		⑲	⑳	㉑	㉒	
	直前期	千円		千円		千円		⑲	⑳	㉑	㉒	
	直前々期	千円		千円		千円		1株(50円)当たりの純資産価額(⑲)の金額				
								㉓ 円				

3. 類似業種の比準価額の計算	1株(50円)当たりの株価	類似業種と業種目番号	(No.)		比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額		
		課税時期の属する月の前月	月	①		円	②	円	③	円	※ ②×③×0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5とします。)	
		課税時期の属する月の前々月	月	②		円	④	円	⑤	円		
		課税時期の属する月の前々々月	月	③		円	⑥	円	⑦	円		
		前年平均株価	④	円		⑧	円	⑨	円			
	1株(50円)当たりの株価	A(①、②、③及び④のうち最も低いもの)		⑤	円	比準割合の計算	⑩	円	⑪	円	⑫	円
		A(②、③、④及び⑤のうち最も低いもの)		⑥	円		⑬	円	⑭	円	⑮	円
		A(③、④、⑤及び⑥のうち最も低いもの)		⑦	円		⑯	円	⑰	円	⑱	円
		A(④、⑤、⑥及び⑦のうち最も低いもの)		⑧	円		⑲	円	⑳	円	㉑	円
		A(⑤、⑥、⑦及び⑧のうち最も低いもの)		⑨	円		㉒	円	㉓	円	㉔	円

1株当たりの比準価額	比準価額(②)と⑤とのいずれか低い方	円	0銭	×	④の金額	円	⑥	円
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額(②)	1株当たりの配当金額	修正比準価額	⑦	円		
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	比準価額(②) (⑦)があるときは⑧)	割当株式1株当たりの払込金額	1株当たりの割当株式数	1株当たりの割当株式数又は交付株式数	修正比準価額	⑧	円
		(円 + 円 銭 × 株) ÷ (1株 + 株)						

会社名

会社名

平成二十五年五月二十七日以降用

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

[illegible]

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

1. 純資産価額方式等による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の⑯、⑰又は⑱の金額)		1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪の金額)		1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の⑫の記載がある場合のその金額)		
			①	円	②	円	③	円	
	1株当たりの価額の計算	株式の区分		1株当たりの価額の算定方法等				1株当たりの価額	
		1株当たり	比準要素数1の会社の株式		②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ②の金額(③の金額があるときは③の金額) (①の金額 円×0.25) + (円×0.75) = 円				④ 円
			株式保有特定会社の株式		(第8表の㉔の金額)				⑤ 円
			土地保有特定会社の株式		(②の金額(③の金額があるときはその金額))				⑥ 円
			開業後3年未満の会社等の株式		(②の金額(③の金額があるときはその金額))				⑦ 円
	株式の価額の修正	開業前又は休業中の会社の株式		(②の金額)				⑧ 円	
		株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合		株式の価額 (④、⑤、⑥ ⑦又は⑧) 円－ 円 銭				修正後の株式の価額 ⑨ 円
			課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合		(株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧ (⑨があるときは⑨)) 円 + 割当株式1株当たりの払込金額 円 × 1株当たりの割当株式数 株 ÷ (1株 + 1株当たりの割当株式数又は交付株式数 株))				修正後の株式の価額 ⑩ 円
2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等		直前期末の資本金等の額 ⑪ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑫ 株	直前期末の自己株式数 ⑬ 株	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑪÷50円) ⑭ 株	1株当たりの資本金等の額 (⑪÷(⑫-⑬)) ⑮ 円		
	直前の期末当金前額2年	事業年度	⑯ 年 配 当 金 額	⑰ 左のうち非経常的な配当金額	⑱ 差引経常的な年配当金額 (⑯-⑰)	年平均配当金額			
		直前期	千円	千円	① 千円	⑲ (①+②)÷2 千円			
		直前々期	千円	千円	② 千円				
	1株(50円)当たりの年配当金額		年平均配当金額(⑲) ⑭の株式数 ⑳ 千円 ÷ 株 = 円 銭						
	配当還元価額		⑳の金額 ㉑の金額 ㉒ 円 _____ 円 銭 × _____ 円 = _____ 円 10% 50円				㉓ 円 ㉔の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。		
	3. 株式に関する権利の価額	配当期待権		1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額 (_____ 円 銭) - (_____ 円 銭)		⑳ 円	㉕ 銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	
		株式の割当てを受ける権利(割当株式1株当たりの価額)		⑩(配当還元方式の場合は㉔)の金額 割当株式1株当たりの払込金額 円 - _____ 円		㉖ 円			株式の評価額 _____ 円
		株主となる権利(割当株式1株当たりの価額)		⑩(配当還元方式の場合は㉔)の金額(課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉗ 円			株式に関する権利の評価額 _____ 円 銭
		株式無償交付期待権(交付される株式1株当たりの価額)		⑩(配当還元方式の場合は㉔)の金額		㉘ 円			

(平成二十五年五月二十七日以降用)

第7表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 受取配当金收受割合の計算	事業年度	① 直前期		② 直前々期		合計(①+②)		受取配当金收受割合 (②÷(①+②)) ※小数点以下3位未満切り捨て				
	受取配当金額	千円		千円		千円		③				
	営業利益の金額	千円		千円		千円		④				
	⑤-⑥の金額	1株(50円)当たりの年配当金額(第4表の⑤)		受取配当金收受割合 (③)		⑤ の 金 額 (③×④)		⑤ - ⑥ の 金 額 (③-④)				
	③	円	銭			④	円	銭	⑤			
	③		0			④		0	⑤			
	⑥-⑦の金額	1株(50円)当たりの年利益金額(第4表の⑥)				⑥ の 金 額 (⑥×④)		⑥ - ⑦ の 金 額 (⑥-⑦)				
	⑥	円				⑦		円				
	⑦					⑦		円				
	⑧					⑧		円				
⑨-⑭の金額	(イ)の金額	1株(50円)当たりの純資産価額(第4表の⑨)		直前期末の株式及び出資の帳簿価額の合計額		直前期末の総資産価額(帳簿価額)		(イ)の金額 (⑨×(⑩÷⑪))				
	⑨	円		千円		千円		⑩				
	(ロ)の金額	利益積立金額(第4表の⑬の「直前期」欄の金額)		1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数(第4表の⑤の株式数)		受取配当金收受割合 (③)		(ロ)の金額 (⑬÷⑭)×④				
	⑬	千円		株				⑮				
	⑬							円				
	⑬							円				
⑯の金額	⑯の金額(⑫+⑮)		⑯-⑭の金額(⑨-⑮)		(注) 1 ④の割合は、1を上限とします。 2 ⑮の金額は、⑯の金額(⑨の金額)を上限とします。							
⑯	円		円									
1株(50円)当たり株の価額の計算	類似業種と業種目番号	(No.)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額		1株(50円)当たりの年利益金額		1株(50円)当たりの純資産価額		1株(50円)当たりの比準価額	
	課税時期の属する月	月	①	円	評会価社	(⑤)	円	銭	(⑧)	円	(⑪)	円
	課税時期の属する月の前月	月	②	円	類似業種	B	円	銭	C	円	D	円
	課税時期の属する月の前々月	月	③	円	要素別比準割合	(⑤)			(⑧)		(⑪)	
	前年平均株価	④		円	比 準 合	(⑤) + (⑧)×3 + (⑪) = ⑫						
	A(①, ②, ③及び④のうち最も低いもの)	⑤		円	比 準 合	5 = ⑬						
	類似業種と業種目番号	(No.)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額		1株(50円)当たりの年利益金額		1株(50円)当たりの純資産価額		1株(50円)当たりの比準価額	
	課税時期の属する月	月	⑥	円	評会価社	(⑤)	円	銭	(⑧)	円	(⑪)	円
	課税時期の属する月の前月	月	⑦	円	類似業種	B	円	銭	C	円	D	円
	課税時期の属する月の前々月	月	⑧	円	要素別比準割合	(⑤)			(⑧)		(⑪)	
前年平均株価	⑨		円	比 準 合	(⑤) + (⑧)×3 + (⑪) = ⑭							
A(⑥, ⑦, ⑧及び⑨のうち最も低いもの)	⑩		円	比 準 合	5 = ⑮							
1株当たりの比準価額	比準価額(⑫)と⑬とのいずれか低い方)		円		0銭		×		第4表の④の金額 50円		⑯	
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		比準価額(⑭)		1株当たりの配当金額		修正比準価額		⑰		円	
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合		比準価額(⑭) (⑰があるときは⑱)		割当株式1株当たりの払込金額		1株当たりの割当株式数		1株当たりの割当株式数又は交付株式数		修正比準価額	
比準価額の修正			(円+円)銭×(株)÷(1株+株)								⑲	

(平成二十五年五月二十七日以降用)

第8表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

会社名

(取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

1. S ₁ の金額	純資産価額 (相続税評価額)	相続税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)		課税時期現在の株式及び出資の価額 の合計額 (第5表の⑦の金額)		差 引 (①－②)		
		① 千円		② 千円		③ 千円		
		帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)		株式及び出資の帳簿価額の合計額 (第5表の⑩+ (③－⑥) の金額)(注)		差 引 (④－⑤)		
		④ 千円		⑤ 千円		⑥ 千円		
		評価差額に相当する金額 (③－⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×42%)		課税時期現在の修正純資産価額 (相続税評価額) (③－⑧)		
		⑦ 千円		⑧ 千円		⑨ 千円		
		課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の1株当たりの 純資産価額(相続税評価額)(⑨÷⑩)		(注) 第5表の⑩及び⑪の金額に株式 及び出資以外の資産に係る金額が含ま れている場合には、その金額を除 いて計算します。		
	⑩ 株		⑪ 円					
	金 額	1株当たりのS ₁ の金額 の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額 (第7表の⑳、㉑又は㉒の金額)		修正後の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑪の金額)		
				⑫ 円		⑬ 円		
(続)	1株当たりのS ₁ の金額の計算	区 分	1株当たりのS ₁ の金額の算定方法				1株当たりのS ₁ の金額	
		上 記 以外 の 会 社	比準要素数1 である会社の S ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑫の金額 ⑬の金額 (円×0.25) + (円×0.75) = 円				⑭ 円
			大会社の S ₁ の金額	⑫の金額と⑬の金額とのいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑫の金額)				⑮ 円
			中会社の S ₁ の金額	⑫と⑬とのいずれか Lの割合 ⑬の金額 Lの割合 〔 円×0. 〕 + 〔 円×(1－0.) 〕				⑯ 円
			小会社の S ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑫の金額 ⑬の金額 (円×0.50) + (円×0.50) = 円				⑰ 円
2. S ₂ の金額	課税時期現在の株式及び出資の価額の合計額 (相続税評価額) (第5表の⑦の金額)		株式及び出資の帳簿価額の 合計額 (第5表の⑩+ (③－⑥) の金額)(注)		株式及び出資に係る評価 差額に相当する金額 (⑬－⑭)		⑳の評価差額に対する 法人税額等相当額 (㉑×42%)	
	⑱ 千円		⑲ 千円		㉐ 千円		㉑ 千円	
	S ₁ の純資産価額相当額 (⑬－㉒)		課税時期現在の発行済 株式数		S ₁ の金額 (㉑÷㉒)		(注) 第5表の⑩及び⑪の金 額に株式及び出資以外の資 産に係る金額が含まれてい る場合には、その金額を除 いて計算します。	
	㉒ 千円		㉓ 株		㉔ 円			
3. 株式保有特定会社 の株式の価額		1株当たりの純資産価額(第5表の ⑪の金額(第5表の⑫の金額がある ときはその金額))		S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額 ((⑭、⑮、⑯又は⑰) + ㉔)		株式保有特定会社の株式の価額 (㉕と ㉖とのいずれか低い方の金額)		
		㉕ 円		㉖ 円		㉗ 円		

(平成二十五年五月二十七日以降用)